

指定申請の流れについて

準備

- 指定の要件（基準）の確認
指定事業者になるためには、介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等に規定する基準を満たさなければなりません。
- 例えば
 - ・ 申請者が法人であること。
 - ・ 法人の定款等の目的に、指定を受けようとする介護保険サービスが正しく位置付けられていること。
- ※「《参考》 定款への事業名の記載について」の記載例を参照してください。
- 基準を確認するには・・・「介護保険六法」等の一般の書籍や「運営の手引き」等で確認してください。
- 指定申請書類の作成
横須賀市ホームページ「総合案内」「暮らし・手続き」「便利な手続き（DX・オンラインサービス）」「申請書ダウンロード」「民生局福祉こども部指導監査課」の書式「介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係」内の「1. 新規事業者指定」、各サービスの「指定申請書類様式」、「申請書類記載例・作成例」などを参考に作成してください。

申請の予約

申請の受付は完全予約制です。予約は、指定予定月の**前々月1日～末日**に電話で受け付けます（土日、祝日を除く）。必ず期限内に申込みを行ってください。なお、予約受付期間を過ぎての予約は受け付けません。

申請受付日は、指定予定月**前月の1日から5営業日**までです（市役所の閉庁日を除く）。詳細は、電話にてご確認ください（書類の補正に要する時間を考慮し、早めの申請日をお勧めします）。

申請受付会場は、横須賀市役所分館1階指導監査課です。申請受付の際には、必ず事業所の管理者就任予定の方がお越しください。

【予 約 先】 予約受付：横須賀市民生局福祉こども部指導監査課
施設介護サービス担当
受付時間：8時30分～12時、13時～17時（土日、祝日を除く）
電 話：046-822-8162（直通）

申 請

申請書及び添付書類等の審査を対面で行います。審査時間内に審査が終わらない場合には受付を行いませんので、「記載例・作成例」などで事前に内容確認を行い、きちんと書類をそろえて来庁してください。

申請受付時に不備のあった書類については、**13日**までに補正再提出していただきます（**13日**までに受理できない場合は、翌月以降に再度申請していただくことになります）。その後、受理した書類について二次審査や現地調査を行い、基準等に基づき審査を完了した事業所は、**翌月1日**に指定します。

※ 受理するにあたって、人員、設備及び運営に関する基準等を満たしていることを確認する必要がありますので、指定申請までに建築・改修が完了し、関係法令（建築基準法、消防法等）の確認を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

※ 審査にかかる手数料については、「指定申請手数料について」を参照してください。

指 定

指定は**毎月1日**です。

告 示

指定事業所名、所在地、サービスの種類等を横須賀市報にて告示します。
「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」にも登録します。